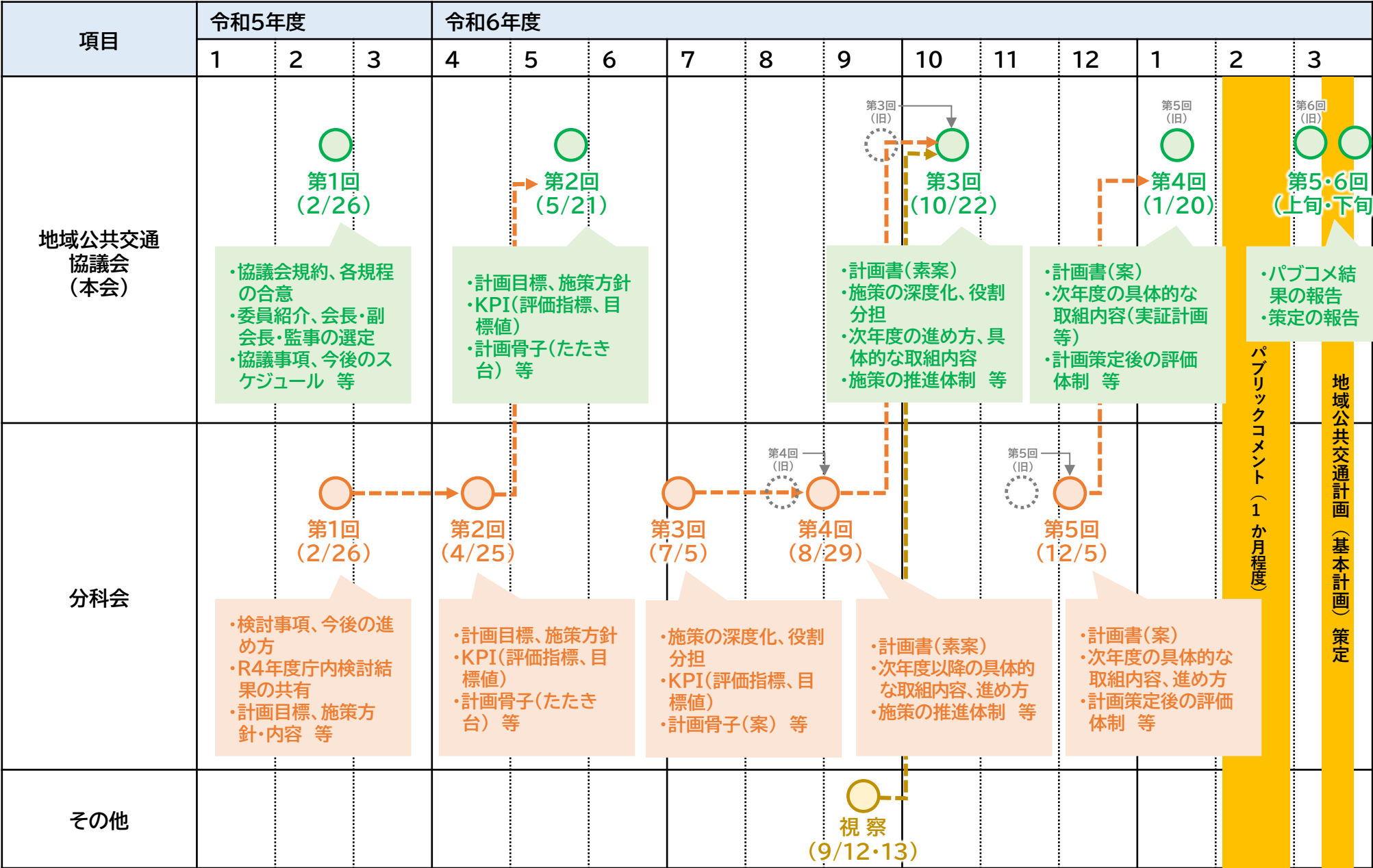
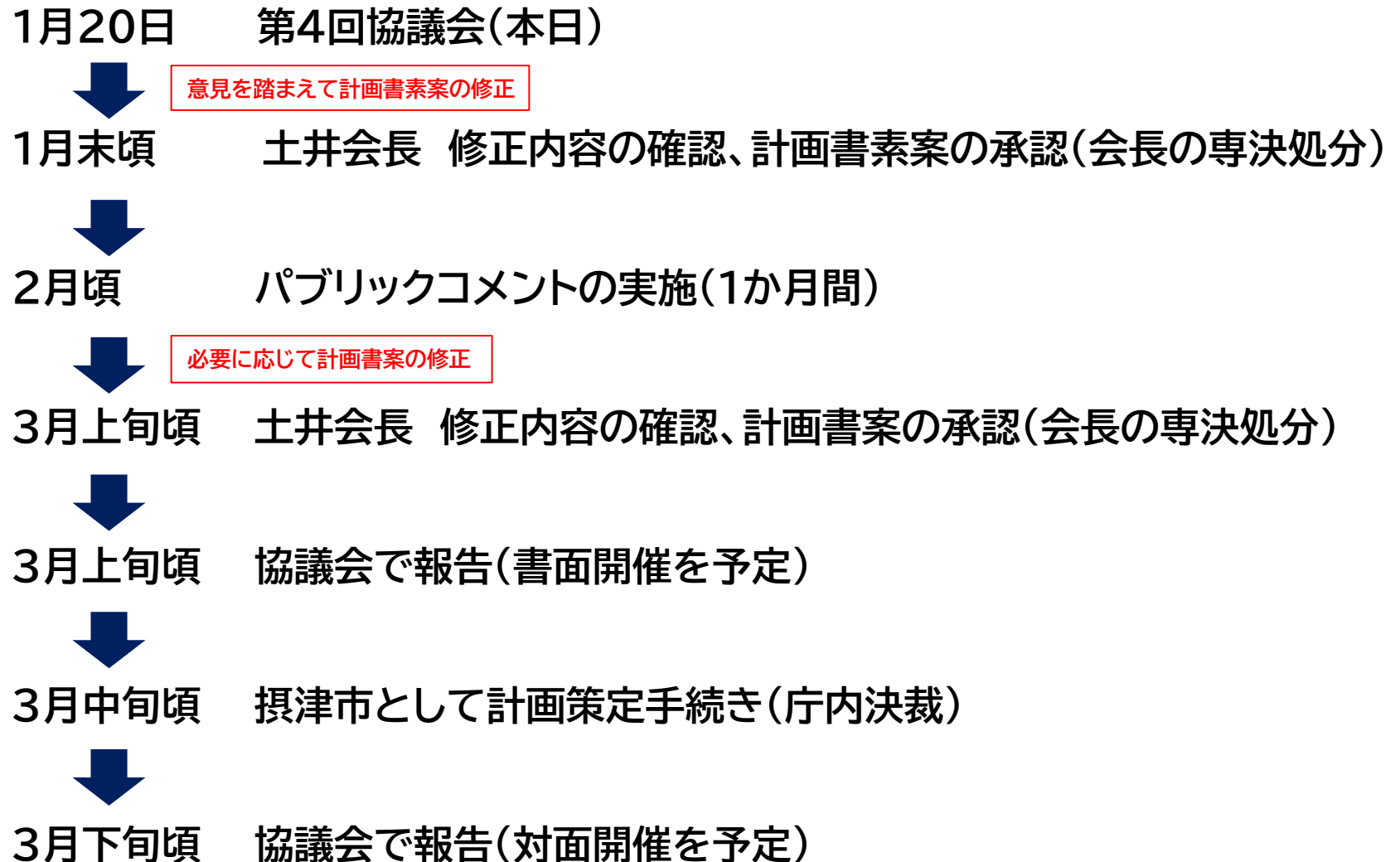


計画策定までの進め方について





参考:協議会規約
(会長の専決処分)

第13条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。
2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを直後の協議会の会議において報告しなければならない。